

盛岡広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年8月8日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波インター線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町北日詰字白旗41番地先から紫波郡紫波町北日詰字白旗25番4地先まで	新	m 12.0～19.8	m 231.0
	旧	9.2～16.2	231.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年8月8日から同年9月8日まで